河原塚小学校 PTA 個人情報取扱規程

（目的）

- 第１条

 本規程は、河原塚小学校 PTA（以下「本会」という）が保有する会員および児童・生徒の個人情報の適切な取り扱いに関する事項を定め、会員の権利利益を保護することを目的とする。

（個人情報の定義）

- 第２条

 本規程において「個人情報」とは、会員（保護者・教職員）および児童・生徒に関する情報であって、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、学年・クラスなど、特定の個人を識別することができるものをいう。

（利用目的の特定と制限）

- 第３条

 本会が取得する個人情報は、次の目的の範囲内でのみ利用し、その他の目的には一切利用しない。

 1. 本会の総会、役員会、委員会等の案内および連絡
 2. PTA 広報紙（誌）およびデジタルコンテンツの制作・配付・配信
 3. 安全指導（登下校時の旗振りなど）やボランティア活動の割り当て・連絡
 4. 会費の徴収・管理に関する事務
 5. その他、本会の目的を達成するために必要な業務

（取得と同意）

- 第４条

 本会は、個人情報を取得する際、あらかじめその利用目的を明示し、本人の同意を得て適正に取得する。偽りその他不正の手段により取得してはならない。

（安全管理措置）

- 第５条

 1. 会長は、個人情報の漏えい、滅失、または毀損を防止するため、必要な安全管理措置を講じる。
 2. 個人情報が記載された書面は、施錠できる保管庫等に保管する。
 3. パソコンやスマートフォン等で個人情報を扱う場合は、パスワードを設定し、ウイルス対策ソフトを導入するなどセキュリティ対策を行う。
 4. 電子データ、紙データを問わず、個人情報を扱う連絡網アプリやクラウドサービスを利用する場合は、二要素認証を設定するなど適切なアクセス権限の管理を行う。

（第三者提供の禁止）

- 第６条
 本会は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで個人情報を第三者に提供してはならない。
 1. 法令に基づく場合
 2. 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 3. 学校と連携して行う活動（緊急連絡網の作成など）において、あらかじめ利用目的と共有範囲を会員に通知し、同意を得ている場合

（委託先の監督）

- 第７条
 本会は、個人情報の取り扱いを伴う業務（名簿の印刷、連絡網アプリの導入など）を外部に委託する場合、委託先が適切な安全管理措置を講じているかを確認し、秘密保持に関する契約や合意を交わさなければならない。

（開示・訂正・利用停止）

- 第８条
 会員から自己に関する個人情報の開示、訂正、または利用停止の求めがあったときは、本人であることを確認した上で、合理的な期間および範囲で速やかに対応する。

（廃棄）

- 第９条
 利用目的を終えた個人情報（退会届・卒業に伴う退会者の情報など）は、在校期間中のみ保管し、当該年度の終了後速やかに、かつ復元不可能な方法で裁断または消去しなければならない。但し、会費の返金受領書の控えについては、会計上の証憑として受領後７年間保管する。

（管理責任者）

- 第10条
 本会における個人情報の管理責任者は「会長」とし、実務の取扱責任者は「書記」（または役員会が指名した者）とする。

附則

- 本規程は、役員会（運営委員会）の承認により変更することができる。
- 本規程は、平成29年11月９日より施行する。

令和　8年10月26日規程一部変更